

# 労働安全衛生法上の資格・選任等一覧表

作業等	選任等の種別	資格・選任・指名等				
		免許証	技能講習修了	特別教育修了証	事業者の選任、指名、配置等	
1	クレーン・移動式クレーン・デリック運転業務	運転士 吊り上げ荷重5t以上	運転者 吊り上げ荷重5t以上の床上操作式クレーン。吊り上げ荷重1t以上5t未満の小型移動式クレーン。	運転者 吊り上げ荷重5t未満のクレーン。吊り上げ荷重5t以上の跨線テルハ。吊り上げ荷重1t未満の移動式クレーン。	作業指揮者 ジブの組立、解体	合図者 運転
2	巻上げ機			運転者		
3	建設用リフト運転業務			運転者	作業指揮者 組立、解体	合図者
4	玉掛業務		作業者 使用クレーン吊り上げ荷重1t以上	作業者 使用クレーン吊り上げ荷重1t未満	責任者	合図者
5	コンクリート造の工作物の解体等の作業（解体、破壊）		作業主任者 高さ5M以上		作業指揮者 墜落防止作業 （主任者選任作業を除く）	監視人 物体投下(3m以上)
6	第1種酸素欠乏危険作業 （第2種酸素欠乏危険作業以外の酸素危険作業）		第1種酸素欠乏危険作業主任者	作業者	監視人 作業の状態(常時)	測定者 酸素欠乏
	第2種酸素欠乏危険作業 （硫化水素危険場所）		第2種酸素欠乏危険作業主任者			
7	有機溶剤作業		作業主任者	作業者 特別教育に準じる教育		
8	特定紛じん作業			作業者		
9	アーク溶接業務			作業者		
10	研削といし試運転業務			作業者		
11	電気取扱業務			電気取扱者 特別高圧、高圧、低圧	作業指揮者	監視人 停電、特高圧近接、架空近接
12	木材加工用機械作業 （丸のこ盤、帯のこ盤、面取り盤、かんな盤、ルーターは5台以上、自動送材車式帯のこ盤を含む場合は3台以上）		作業主任者			
13	コンクリート破砕器作業		作業主任者			

※2巻上げ機とは、弊社保有商品では、ベビーマイティ、マイティプラーがこれにあたる。

また、電気チェーンブロック、電動ホイスト、ベビーホイスト、エアチェーンブロックは巻き上げ機には含まれない。

※電気取扱業務については、各作業において必要とする資格が異なります。また、有資格者であっても上記表の通り、特別教育が必要となります。

揚重機

荷役・運搬

ジャッキ

プラント

クランプ

金属加工

鉄筋加工

締め付け

電動工具

リフト環境・

発電機・溶接機

季節商品

計測器

土木・園芸

コンクリート加工

エアーツール

電材

その他

資料・地図